

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業価値の最大化のため、迅速な経営の意思決定を図るとともに、チェック機能の強化により法令の遵守と透明性の高い経営を実現していくことが当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の重要な課題として取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社馬込興産	3,253,830	15.59
小原 博	2,263,735	10.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,067,200	5.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	757,700	3.63
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)SUB A/C AMERICAN CLIENTS	727,200	3.48
小原 康嗣	611,610	2.93
株式会社三菱東京UFJ銀行	369,750	1.77
小原 範子	304,560	1.45
OBARA従業員持株会	235,172	1.12
吉田 史子	218,835	1.04

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	9月
-----	----

業種	電気機器
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との間で会合を開催し、会計監査人が監査役に対し、会計監査の計画や結果などについて説明・報告を行ったほか、相互に意見交換を実施しております。
 当社は内部監査部門として内部監査室を設置し、年間監査計画に基づき、法令、社内規程等への準拠性、手順の妥当性・効率性に主眼を置いた業務監査の他に、必要に応じて社長からの特命事項について監査しております。
 監査役と内部監査室の連携状況につきましては、コミュニケーション・連携を密にするとともに、適宜情報交換を行い、有効かつ効率的な監査を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大西 倫雄	公認会計士					○			○	
村松 建夫	その他					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
			【社外監査役選任の理由】 会計・税務の専門家として企業会計全般の豊

大西 倫雄	○	公認会計士資格を持つ有識者、独立役員	富なキャリアと高い見識を当社の監査に反映して頂くためであります。 【独立役員指定の理由】 証券取引所が独立性を欠くおそれがあるとして列挙したいずれの事由にも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
村松 建夫	○	製造業在籍経験を持つ有識者、独立役員	【社外監査役選任の理由】 豊富なキャリアと高い見識を当社の監査に反映して頂くためであります。 【独立役員指定の理由】 証券取引所が独立性を欠くおそれがあるとして列挙したいずれの事由にも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2名
-------------------	----

その他独立役員に関する事項

当社の独立役員(社外監査役)は2名であります。いずれの独立役員(社外監査役)とも当社との間には、人間関係、資金的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

退職金の積み立てを平成16年1月以降停止し、連結業績を加味した役員賞与支給に変更

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書では、全取締役の支給人員及び支給総額を開示しております。

取締役：4名 57百万円 監査役：3名 33百万円(うち社外監査役 2名 12百万円)

注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成23年8月26日開催の臨時株主総会において、定款変更における員数削減にあわせまして、年額280百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成19年12月21日開催の第49回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外監査役に対して、毎月招集される取締役会など、経営に関わる会議やその他重要会議等について開催通知を案内するとともに、当該会議等に原則出席している常勤監査役が適宜説明をすることで情報の共有化を図っております。また、内部監査室との密接な連携・報告により、社内情報の入手と監査活動を行なっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役、取締役会

当社は、取締役4名により構成される取締役会を設置し、経営戦略の立案及び業務執行の監督を図っております。また、取締役会は原則毎月1

回開催し、経営及び業務執行の全般について審議を行っております。

(2) 監査役、監査役会

当社は、監査役を3名(常勤監査役1名、社外監査役2名)により構成される監査役会を設置し、取締役の意思決定及び業務執行に対する有効な監視機能を確保するなど、監査態勢の強化に努めております。

監査役の監査活動としては、上記の取締役会を含む重要会議への出席、当社部門長とのヒアリングの実施、国内外の子会社への往査、会計監査人からの監査結果等の聴取並びに意見交換を定期的に行う等、取締役の業務執行の妥当性・適法性につき監査を行っております。

なお、監査役の機能強化に関する取組状況につき、当社では、独立性の高い社外監査役2名を独立役員として選任しております。

(3) 会計監査

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査に新日本有限責任監査法人を起用しておりますが、同監査法人及び同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。当社は同監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約書を締結し、同契約に基づき監査報酬を支払っております。

(4) 内部監査

当社は、国内外の関係会社を含めた経営の妥当性・適法性を監査するため、内部監査室を設置しており、1名の職員を配置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業価値の最大化のため、迅速な経営の意思決定を図るとともに、チェック機能の強化により法令の遵守と透明性の高い経営を実現していくことが当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、取締役会による迅速な経営の意思決定と、独立性、専門性の高い社外監査役を含む監査役会並びに会計監査人及び内部監査部門との連携強化によるチェック機能の強化により法令の遵守と透明性の高い経営を実現することができるとの判断に基づき、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	ホームページに株主総会招集通知を掲載することで株主総会の活性化を図るとともに、株主総会後に株主様との懇親会を行なうなど、コミュニケーションの深化を図ることにより、当社経営に対する理解を深めていただく努力をしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第二四半期と期末決算後にアナリスト・機関投資家・マスコミを対象とした説明会を開催、四半期決算後では個別ミーティングを実施しております。(代表者による説明は、主として第二四半期と期末決算後の年2回となっております)	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・有価証券報告書・株主向け報告書・プレスリリース・決算説明会資料などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室にIR室を設置し、IR担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社のグループ企業理念において、株主・顧客・従業員の尊重と社会貢献を謳っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

企業及び企業集団を取り巻く内外の経済環境は日々変化し、当企業グループもそれに呼応して規模、組織形態、業容などが変貌してきております。このような状況下、業務に従事する役員、従業員は事業活動の継続的成長を期し、事業活動を通して社会に貢献していくために、各業務の有効性及び効率性、開示内容の信頼性確保のため以下のとおり内部統制に関する体制の整備、構築を図っております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は、法令、定款、株主総会決議、取締役会決議及び業務分掌規程他の社内規程に従い、当社の業務を執行しております。そのため法令違反、不正行為の未然防止のために企業理念に基づいた企業行動基準を定め、社会規範を遵守した行動をとるための指針とし、当企業グループ役員への周知徹底を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

情報（文書含む）管理規程の整備を図り、これに基づき取締役の職務執行に係る情報を記録し、保存しております。取締役及び監査役は、常時、これらの情報等を閲覧できる体制を整備しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署・グループ子会社にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、取締役が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築しております。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は企業グループ全体で事業計画を達成していくことが重要な課題であり、海外法人を含むグループ各社の取締役及び使用人に対しては、本方針の理念に従い各社の統制環境の整備、啓蒙その他必要な指導を行っております。各子会社の事業運営については、各社が業務執行の経営責任と権限を有するものの、統制に係る重要な意思決定には当社の関与を求めるほか、当社監査役が子会社監査役と連携して監査業務を実施し、子会社の業務の適正を確保しております。

当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を社長に報告し、必要な事項については取締役会が内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行っております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が業務補助のためスタッフが必要なときは、その目的に適した職員を配置するものとし、人数、資格については常勤監査役と協議の上決定されます。監査役はその職員に必要な事項を命令することができ、監査役より命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、各部長の指揮命令を受けません。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、法令上疑義のある行為、その他監査役が求める事項についてすみやかに報告する体制を整備しております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定することとしております。また、監査役は経営上の重要情報を入手できると判断した会議体には随時出席できる体制を整備しております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役との間の定期的な意見交換会を設けております。また、監査役は、必要に応じて会計監査人、弁護士その他の専門家と相談し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障されております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固たる態度で臨む旨を「企業行動基準」に定めております。この「企業行動基準」は、当社及び当社グループの役員に配布し、周知、徹底を図っております。また、外部の専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集や対応に関する指導等を得ております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

